

各位

土 木 部 長
(公 印 省 略)

「請負代金額 2 5 0 万円以下で締結する工事請負契約の保証に関する取扱いについて」の運用について(通知)

このことについては、令和 4 年 1 月 4 日付け 4 建企第 3 4 8 号によりその取扱いを通知したところですが、「3 . 契約保証金を免除する判断基準」については当面の間下記のとおり運用することとしますので、お取り計らいのほどよろしく申し上げます。

記

3 . 変更点

「3 . 契約保証金を免除する判断基準」

変更前 4 建企第 3 4 8 号

入札日の前日から前々年度までの間において、国、特殊法人等(国立大学法人法に定める国立大学法人並びに長崎県立大学法人も含む)または地方公共団体と当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績(工事請負における履行実績)が 2 件以上あること

変更後 本通知による当面の運用

入札日の前日から前々年度までの間において、国または地方公共団体と当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績(工事請負における履行実績)が 2 件以上あること

2 . 施行日

本通知日以降当面の間適用する。

【問い合わせ】

長崎県土木部建設企画課

公共工事契約指導班

TEL:095-894-3027

FAX:095-894-3461